

災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書の記載方法 （賃貸住宅融資（新築購入））

「災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書（賃貸住宅融資（新築購入））」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	原則として、各戸に居住室、炊事室および便所を備えていること。

【確認方法】

借入申込みを行った賃貸住宅の各戸に、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

【確認書類等】

販売チラシ（または現地で、目でみて確認）

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	構造	耐火構造（※2）の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。

【確認方法】

耐火構造（※）の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であることを販売会社に確認してください。

（※）耐火構造には性能耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イ②に掲げる基準に適合する建築物）で、住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合するものを含みます。性能耐火建築物に該当する場合は、住宅金融支援機構が定める耐久性基準への適合性を確認する必要があるため機構支店にお問い合わせください。

【確認書類等】

販売会社に確認

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅の床面積	<p>≪併用住宅（※3）である住戸のみ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該住戸の住宅部分の床面積が、原則として、当該住戸全体の床面積の1/2以上であること。 ・当該住戸の住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 <p>（注）当該住戸の住宅部分の床面積が当該住戸全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので、機構支店にお問い合わせください。</p> <p>*併用住宅である住戸がない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。</p>

【確認方法】

I. 住戸が併用住宅であることの確認

借入申込みを行った賃貸住宅の各戸が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である住戸については、IIにより床面積を確認してください。**併用住宅である住戸がない場合は、IIの確認は不要です**ので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

II. 住宅部分の床面積の確認（併用住宅である住戸のみ）

Iで確認した併用住宅である住戸について、次の①および②により確認してください。

- ① 当該住戸の住宅部分の床面積が、原則として当該住戸全体の床面積の1/2以上であること。
- ② 当該住戸の住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

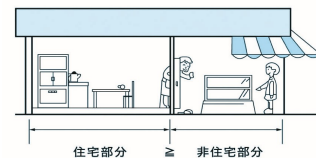


図 併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

【確認書類等】

販売チラシ（または現地で、目でみて確認）

内容を確認する際に使用した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて書類を確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。